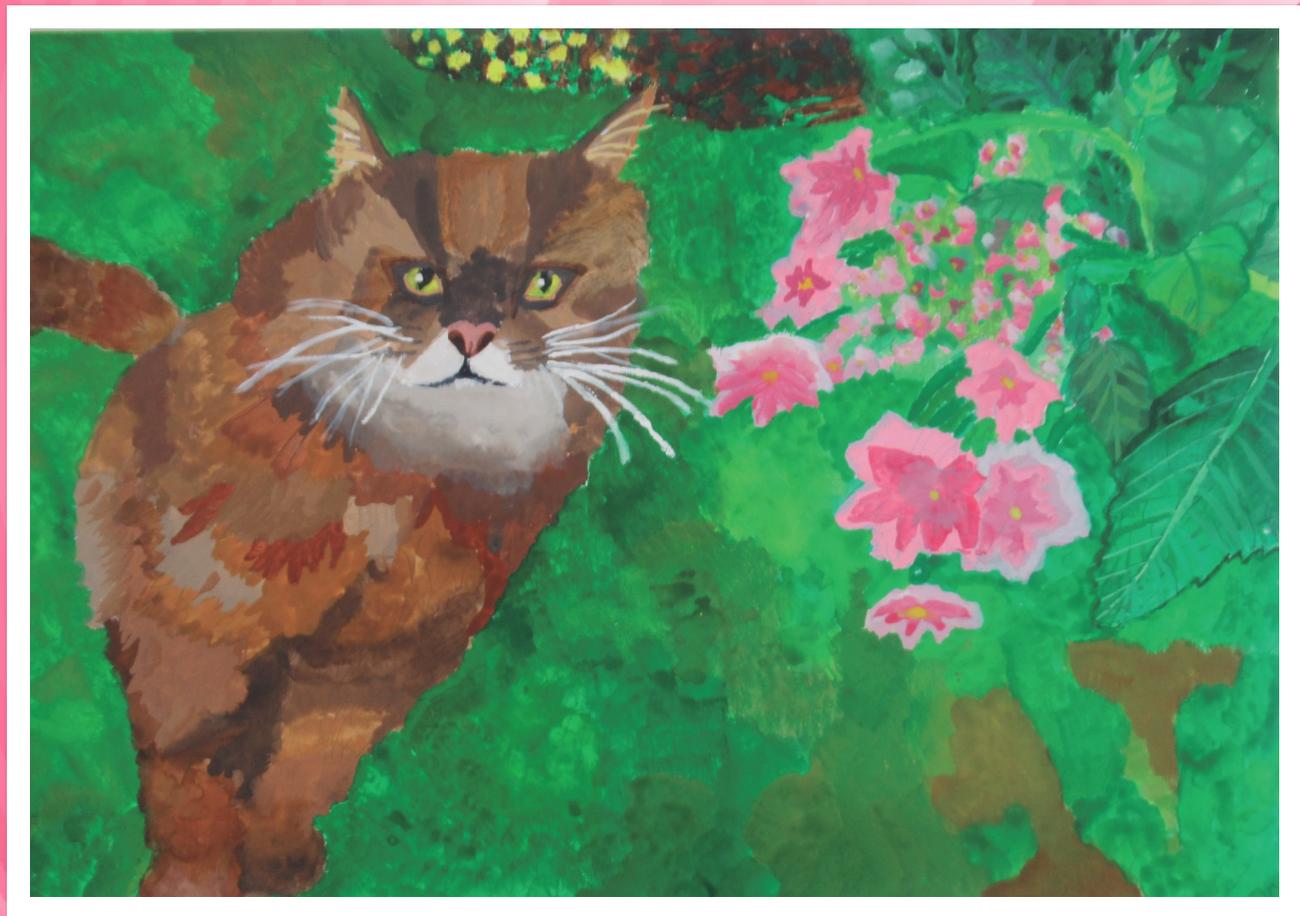


第3章



生命

保健医療・福祉サービスの利用の 促進等のための取組

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等 72

第2節 薬物依存の問題を抱える者への支援等 81

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等

1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号 26】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置するほか、福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している（配置施設数の推移は資3-26-1参照）。また、2018年度（平成30年度）から、大規模な刑事施設8庁、2019年度（令和元年度）から女性刑事施設2庁を追加した合計10庁^{*1}において、入所時年齢が60歳以上の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施してきたところ、2023年度（令和5年度）からは、全国の刑事施設において、入所時年齢65歳以上等の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めている。2023年（令和5年）は、2,096人に認知症スクリーニング検査等を実施し、そのうち医師による診察を実施した者の中で126人が認知症の診断を受けた。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助（【施策番号85】参照）の一環として、検察庁からのいわゆる入口支援^{*2}への協力依頼を受けて、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために知的能力等の検査を実施しており、2023年は、検察庁から253件（前年：220件）の依頼を受け、援助を実施した。

また、福祉的支援等を担当する保護観察官に対しては、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のための研修を実施し、福祉的支援に関する講義を実施しているほか、社会福祉士会等が主催する研修や刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に積極的に参加させるなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

資3-26-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

| 区分 | 矯正施設の別 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社会福祉士 | 刑事施設 | 69 | 68 | 67 | 67 | 67 |
| | 少年院 | 18 | 22 | 21 | 25 | 25 |
| 精神保健福祉士 | 刑事施設 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 少年院 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 福祉専門官 | 刑事施設 | 58 | 58 | 57 | 58 | 59 |
| | 少年院 | 8 | 9 | 10 | 12 | 12 |

出典：法務省資料による。

※1 2022年度（令和4年度）までの認知症スクリーニング検査実施10庁
札幌、宮城、栃木、府中、名古屋、大阪、和歌山、広島、高松及び福岡刑務所

※2 入口支援
一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

(2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 27】

法務省は、全国の刑事施設において、高齢者又は障害のある者等である受刑者の円滑な社会復帰を図るため、「社会復帰準備指導プログラム」（資 3-27-1 参照）を実施している。同プログラムは、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家等を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力の下、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導を行うほか、各種福祉制度に関する基礎知識の習得を図るものである。2023年度（令和5年度）の受講開始人員は872人（前年度：367人）であった。

資 3-27-1 社会復帰準備指導プログラムの概要



刑事施設における一般改善指導

社会復帰準備指導プログラム

■ 指導の目標
 高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し
 ① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
 ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

● 対象者
 ① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）
 ② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者

● 指導者 刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員

● 指導方法 グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等

● 実施頻度等 1単元60分 全18単元 標準実施期間：4～6か月

カリキュラム

| 単元 | 単元項目 | 概要 |
|------|--------------------------------|---|
| 1 | オリエンテーション | プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。 |
| 2 | 基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング） | 体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。 |
| 3 | 基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング） | 物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。 |
| 4 | 基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について） | 健康管理の必要性を理解させ、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。 |
| 5 | 同②（心の健康） | 心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。 |
| 6 | 7 基本的な生活能力の習得①、②（対人スキル等） | 地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。 |
| 8 | | これまでの金銭の使い方などを振り返り、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。 |
| 9 | 各種福祉制度に関する基礎知識の習得①（概要） | 社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることや住民登録等の必要性を理解させる。 |
| 10 | 同②（就労支援と年金） | 就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。 |
| 11 | 同③（各種福祉制度） | 健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険と出所後に想定される困難場面における具体的な対処方法について学ばせる。 |
| 12 | 同④（生活保護） | 生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させ、社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。 |
| 13-1 | 同⑤（特別調整と地域生活定着支援センター） | 特別調整と地域生活定着支援センターの設置目的、業務内容等について理解させる。 |
| 13-2 | 同⑥（更生緊急保護） | 更生緊急保護について理解させ、社会復帰後の生活について考えさせる。 |
| 14 | 同⑦（まとめ） | 出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。 |
| 15 | 再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守） | 社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。 |
| 16 | 同②（安定した生活への動機付け） | 安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。 |
| 17 | 同③（危機場面への対応） | 再犯しないために、適切な問題解決の方法を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。 |
| 18 | 同④（本プログラムのまとめ） | 本指導を振り返らせ、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。 |

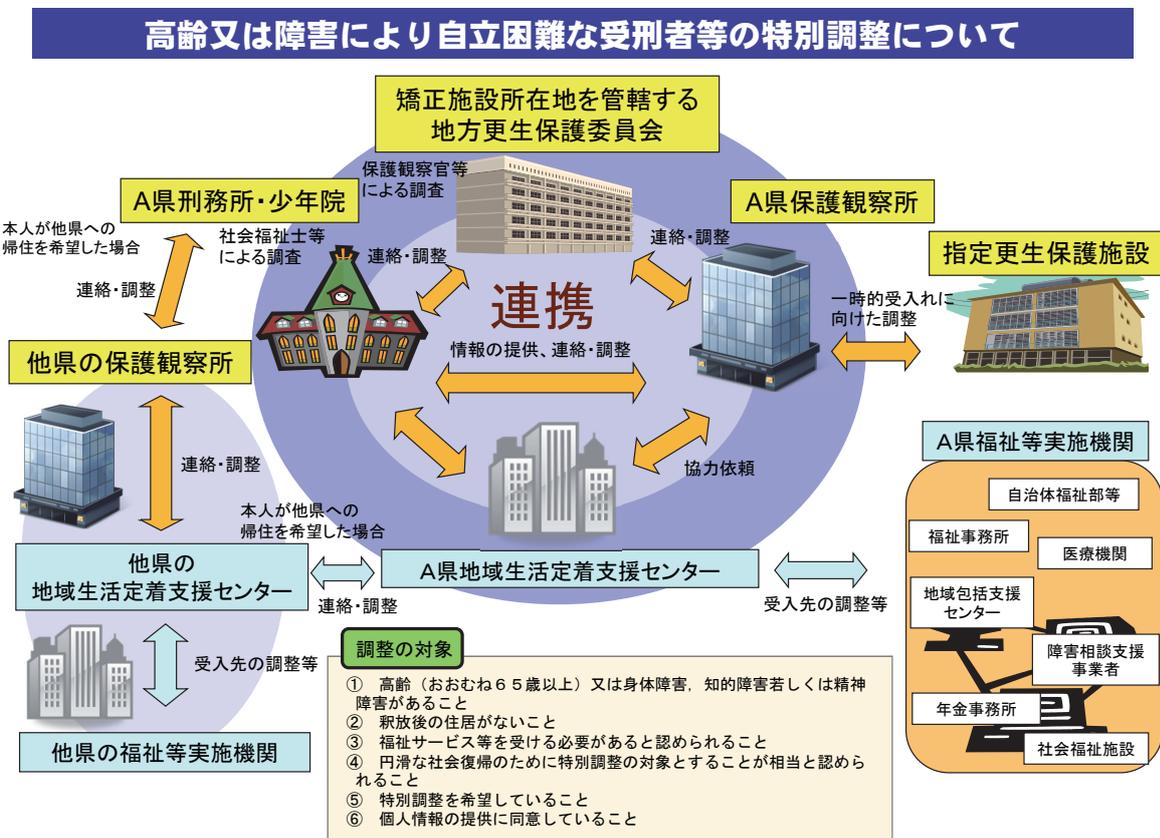
出典：法務省資料による。

(3) 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等【施策番号 28】

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター^{※3}等の関係機関が連携して、矯正施設在り所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（資3-28-1及び【指標番号14】参照）の取組を実施している。この取組を促進するため、関係機関において、特別調整の対象者等に対する福祉的支援に係る協議会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。

加えて、地域生活定着支援センターでは、2018年度（平成30年度）から、矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。

資3-28-1 特別調整の概要



出典：法務省資料による。

※3 地域生活定着支援センター
 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度（平成21年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業」（現在は地域生活定着促進事業）として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

(1) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号 29】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳^{※4}（以下これらを合わせて「障害者手帳」という。）については、矯正施設在所中の交付手続がより一層促進されるよう、2021年度（令和3年度）から、一部の刑事施設において、障害者手帳の交付を受けるために必要な医師による診察等を実施している。また、障害福祉サービス等については、出所後に円滑に利用されるように、市町村の認定調査員が矯正施設を訪問するなどして矯正施設在所中の者に対する障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされていることから、要保護者が矯正施設の出所者の場合、帰住先が出身世帯であるときはその帰住先を居住地とし、そうでないときはその帰住先を現在地とみなすこととし、国から地方公共団体へその旨周知している。

法務省は、受刑者等の住民票が消除されるなどした場合にも、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用できるよう、矯正施設職員向けの執務参考資料を作成し、協議会や研修において、職員に対して住民票の取扱いを含めた保健医療・福祉サービスを利用するための手続等の周知を図っている。

(2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号 30】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携等の手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で、矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合を報酬上評価している。

また、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が精神保健福祉士等を配置している場合等に、矯正施設出所者等である障害者に対し、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた個別支援計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催、③日中活動の場における緊急時の対応等の支援を行うことを報酬上評価している（【施策番号 15】参照）。

(3) 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施【施策番号 31】

法務省及び厚生労働省は、2021年度（令和3年度）から、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する支援を開始した。具体的には、地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに被疑者等支援業務を加え、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、弁護士会、保護観察所

※4 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長（一部の児童相談所を設置する中核市長）が交付する手帳である。

等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等のために支援等を行う取組を実施している（資3-31-1 参照）。

また、2022年度（令和4年度）からは、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者を被疑者等支援業務による支援に更につなげられるようにするため、弁護士との連携強化を促進している。

保護観察所では、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する上記の取組を含め、検察庁等と連携した起訴猶予者等に対する更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行うとともに、福祉サービス等に係る調整のほか、就労支援等の社会復帰支援を行う「更生緊急保護の重点実施等」を行ってきた。また、2023年（令和5年）12月1日に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（平成19年法律第88号）が施行されたことに伴い、「更生緊急保護の重点実施等」の運用を踏まえ、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めた者について、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行う「勾留中の被疑者に対する生活環境の調整」を開始するとともに、勾留中の被告人についても同様の調整を実施している。2023年4月から11月までに、検察庁から事前協議を受け、更生緊急保護の重点実施等を行った人員は、345人（前年度：473人）であり、2023年12月に勾留中の被疑者又は被告人に対する調整を開始した人員は、58人であった。

資3-31-1 被疑者等支援業務の概要

被疑者等支援業務（概要）

【要旨】

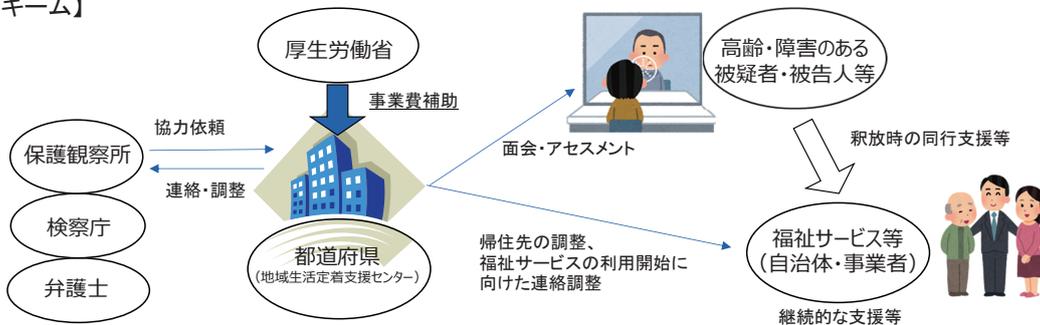
- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の支援等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な支援等を行う。

【実施主体】 都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

【事業スキーム】



出典：厚生労働省資料による。

(4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備【施策番号 32】

ア 刑事司法関係機関

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、再犯防止の取組等について講義を実施している。

矯正施設職員に対しては、各種集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性についての理解を深めるため、社会福祉施設における実務研修（勤務体験実習）や社会福祉施設職員による講義・指導等の実施、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等についての講義を実施している。また、2023年度（令和5年度）現在、刑務官を対象とした研修として、認知症サポーター養成研修を合計76庁、福祉機関における実務研修を合計32庁でそれぞれ実施している。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対しては、高齢者又は障害のある者等の特性や適切な支援の在り方についての理解を深めるため、新任の保護観察官、指導的立場にある保護観察官及び福祉的支援を行う保護観察官に対する研修において、地域生活定着支援センター職員等による講義を実施している。

また、検察庁は、社会復帰支援業務を担当する検察事務官の配置や社会福祉士から助言を得られる体制の整備により、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

さらに、保護観察所においては、社会復帰対策班を設置し、入口支援（【施策番号 31】参照）にとどまらず、更生緊急保護の対象者に継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うなどの社会復帰支援の充実を図っている。

イ 更生保護施設

法務省は、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢者又は障害のある者の特性に配慮しつつ社会生活に適應するための指導を行うなどの特別処遇（資 3-32-1 参照）を実施している。指定更生保護施設の数、2024年（令和6年）4月現在で、77施設であり、2023年度に特別処遇の対象となった者は、1,860人（前年度：1,861人）であった。

資3-32-1 更生保護施設における特別処遇の概要

更生保護施設における 高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

- ◎ 全国の更生保護施設（102か所）のうち77施設を、高齢者や障害のある者を積極的に受け入れる施設（＝指定更生保護施設）として指定（※）。
- ◎ 指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。

※ 発達障害等を有する少年に対する処遇の充実を図るため、77施設のうち3施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設を指定（令和4年度～）。

対象者

①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。

- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害（身体・知的・精神のいずれか）があると認められること。
- ② 適当な住居がないこと。
- ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容

- ① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練
- ② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言
- ③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
 - ・ 地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達（対象者の心身の状況、生活状況等）
 - ・ 更生保護施設退所後の生活基盤の調整（行政・福祉サービスの利用申請手続の支援等）

出典：法務省資料による。

ウ 地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である都道府県と協働し、地域の支援ネットワークの構築を通じて活動基盤の充実を図るとともに、2020年度（令和2年度）から、同センター職員の専門性や支援の質の向上を目的とした研修を実施している。

また、法務省は、地域の保健医療・福祉関係機関の職員等に対し、刑事司法手続等に関する必要な研修を実施している。

COLUMN 3

「孤独」に加えて「制度の狭間」で苦しんでいる生活者の支援

浜松市生活自立相談支援センターつながり

浜松市生活自立相談支援センターつながり（以下「当事業所」という。）は、生活困窮者自立支援制度が施行された2015年度（平成27年度）から、浜松市から（社福）聖隷福祉事業団が受託運営しており、様々な理由で経済的に困窮している世帯に対して相談に応じ、「断らずに聴き伴走する」を大切にしながら支援を実施しています。具体的には就職を目指した支援、家計のやりくりや債務・滞納の対応、住居を提供しながら自立を目指す支援、子供たちの学習支援や将来を描くためのキャリア支援、ホームレスの方の巡回支援等を実施しています。

当事業所に相談に来られる方のほとんどが、頼れる親族がいない、医療や福祉等の制度につながりにくい「孤独」に加えて「制度の狭間」で苦しんでいる方で、それら相談者の中には、万引きや無銭飲食等の犯罪をし、裁判所における審理後に釈放される方もいます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の抑制の影響で、経済的困窮に陥ったことも犯罪につながる要因であることを支援を通して痛感しています。

静岡地方検察庁刑事政策推進室から釈放後の支援依頼をいただくようになり、「孤独」と「制度の狭間」に苦しんでいる方々とつながる機会が増加しました。

当事業所は、支援を開始するに当たり、対象者との面談を実施し、その方の生活背景や心身の状況、社会経験等を限られた時間の中で丁寧に聞きながら、関係性を作り、「再び生きていく」、「この人になら話をしよう」と思っていただけのことを心掛けて関わっていますが、毎回難しさを感じています。

釈放後の支援に関わった中で、冒頭に述べた「断らずに聴き伴走する」ことを改めて考えさせられた対象者の支援を紹介します。

対象者は外国籍の方であり、就労目的で来日されました。しかし、その方はもともと精神的な不調を抱えていたため離職して経済的に困窮することとなり、携帯電話の充電を自宅ではできないためコンビニのコンセントを使用していたところ、注意をした店員へ手を挙げてしまい逮捕されました。言語の問題や精神的に不安定な状況、何より手持ち金がない状態であった本人が単独で生活を再建することは困難でした。また、生活保護を考えましたが、在留カードの住所が他県であったため手続には現地まで行く必要もありました。

静岡地方検察庁から依頼を受けたとき「この方を支援できる制度はない」と思ったものの、それと同時に「当事業所がやらねば誰がやる」と思い、支援を開始しました。他県への生活保護の申請同行、住まい探し、医療・福祉へのつなぎ等を短期間で実施しました。その中で、行政機関や不動産事業者、福祉事業所等も本来の枠を超えて連携していただき、「熱量を持った支援は周りに伝わる」ことを実感しました。

現在の日本は各種制度が整えられ、病気や障害等の心身上の危機、離職等の経済的危機等の様々な危機的場面を回避できる制度が整っています。一方で、これまで述べてきたように「孤独」と「制度の狭間」にいる方は存在し続けています。それらの社会的課題に対しては「熱量を持ち枠から半歩足を出した支援」を展開していくことが重要であり、これこそが社会福祉の源流であると考えます。これからも静岡地方検察庁の皆様、行政機関や地域の関係機関、民間の方々との顔の見える関係を作りながら「熱量を持ち枠から半歩足を出した支援」とは何かということを語って共有し、「孤独」と「制度の狭間」にいる方々を支えられる地域づくりに尽力していきます。



つながりでのケース会議状況



つながりの執務状況①



つながりの執務状況②



つながりの執務状況③



外回りの状況



支援者への支援物資搬出状況



支援者との面談状況



つながり事業所の外観



つながり事業所入口とスタッフ（一部）

第2節 薬物依存の問題を抱える者への支援等

1 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実【施策番号 33】

法務省は、少年鑑別所（法務少年支援センター）において、地域援助（【施策番号 85】参照）として、関係機関等からの依頼により、地域の学校等に出向き、大麻等の薬物の危険性や薬物乱用に至る背景要因等について、非行・犯罪に関する専門的な知見を生かした講義等を行っている。

また、更生保護官署においては、“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、ケース研究等を実施し、講師を派遣している。

厚生労働省では、薬物乱用を未然に防止するため、毎年、地域における国民的啓発運動として不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日～11月30日）を実施し、これらの運動を通じ、広く国民に対し、薬物乱用問題に対する認識を高めるとともに、薬物乱用による危害を広く周知することを通じて、違法薬物等の乱用防止を図っている。また、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘等に対する対応方法等について記載している薬物乱用防止読本を青少年の発達段階に応じて作成し、配布を行っている。そのほか、厚生労働省は小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に応じ、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘等に対する対応方法等について講義を行うなど、薬物乱用防止の広報啓発を行っている。

また、厚生労働省は再乱用防止対策の一環として、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して「再乱用防止対策講習会」を開催しており、2023年度（令和5年度）は山形県、神奈川県、愛知県、福井県、徳島県及び福岡県で開催した。同講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会が講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。

さらに厚生労働省は、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」^{※5}を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター^{※6}、保護観察所、矯正施設、民間支援団体等を通じて配布し、正しい知識と相談窓口の周知を図っている。また、依存症に対する誤解や偏見をなくし、依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベントの実施やリーフレット^{※7}のウェブサイトへの掲載等、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

警察庁は、薬物乱用の危険性や有害性に関する情報や薬物乱用者の手記等で構成する広報啓発用パンフレット「薬物乱用のない社会を」^{※8}を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察を通じて広く一般国民に配布している。

また、SNSや動画配信サイトにおけるターゲティング広告を実施しているほか、学校や民間企業と連携し、児童、生徒、学生及び若手社員等を対象とした薬物乱用防止教室・講習会を開催するなど、

※5 薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_dokuhon.html

※6 精神保健福祉センター
 都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担っている。

※7 リーフレット：依存症って？－「依存症を正しく知って」「支える」ために－
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001297557.pdf>

※8 広報啓発用パンフレット「薬物乱用のない社会を」
<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujiyuki/yakubuturanyononaisyakai.pdf>



若年層に向けた広報・啓発を強化し、薬物乱用の危険性や有害性等について理解の浸透を図っている。

2 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

(1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施【施策番号 34】

ア 矯正施設内における指導等について

(ア) 刑事施設

法務省は、刑事施設において、改善指導（【施策番号 62】参照）のうち、特別改善指導の一類型として、薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要等を定めたもの。）を定め、同指導を実施している（資 3-34-1、資 3-34-2 参照）。

同指導は、認知行動療法^{※9}に基づいて、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施している。2023年度（令和5年度）の受講開始人員は6,869人（前年度：7,418人）^{※10}であった。

また、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした研修を実施している。

(イ) 少年院

法務省は、少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導（資 3-34-3 参照）を実施し、2023年度は334人（前年度：303人）が修了している。また、男子少年院2庁（水府学院及び四国少年院）及び全女子少年院9庁を重点指導施設として指定し、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。具体的には、薬物依存からの回復をサポートする民間の自助グループ、医療関係者、薬物問題に関する専門家等を指導者として招へいし、グループワークを中心とした指導を実施しているほか、保護者向けプログラムを実施するなどしており、2023年度は59人（前年度：57人）が修了している。なお、男子少年院2庁においては他の少年院から在院者を一定期間受け入れてこの指導を実施している。

少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施しているほか、大麻使用歴を有する在院者に対する指導を充実させるため、職員用の執務参考資料を配付している。薬物使用経験のある女子在院者については、低年齢からの長期間にわたる薬物使用や女子特有の様々な課題を抱えていることが多く、それらの課題に適切に対応し得る専門的な指導能力が求められることから、専門的知識及び指導技術の一層の向上を図るため、2017年度（平成29年度）から女子少年を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施している。

※9 認知行動療法

行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード【補訂版】」坂野雄二編参照）

※10 受講開始人員は、必修プログラム、専門プログラム及び選択プログラムの三種類のプログラムに加え、PFI手法を活用した刑事施設におけるプログラムの各受講開始人員の総数である。

資 3-34-1 薬物依存離脱指導の概要（1）



刑事施設における特別改善指導 薬物依存離脱指導

- 指導の目標
薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。
- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（薬物担当）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、課題学習、討議、個別面接 等
- 実施頻度等 1単元60～90分 全2～12単元 標準実施期間：1～6か月※
※ 薬物への依存の程度、再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせ実施。

カリキュラム

| | 項目 | 指導内容 | 項目 | 指導内容 |
|----|------------|--|-------------------|---|
| 必修 | はじめに | プログラム概要を説明し、受講意欲を高めさせる。 | オリエンテーション | プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。 |
| | 薬物使用の影響 | 薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。 | 薬物使用の流れ | 薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。 |
| | 引き金に注意 | 薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。 | 外的引き金 | 薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。 |
| | 再使用の予測と防止① | 薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気づき、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。 | 内的引き金 | 自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。 |
| | 再使用の予測と防止② | 回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。 | 回復段階 | 薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見直しを持たせる。 |
| | 活用できる社会資源 | 社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。 | リラプスの予測と防止 | 「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気づき、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。 |
| | 代わりに | 「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。 | いかりの網 | 再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。 |
| | 選択 | 項目及び指導内容については、専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。 | 退屈 | 回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。 |
| | | | 社会内のサポート・自助グループとは | 社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。 |
| | | | 仕事と回復 | 仕事は回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取ることを大切さを認識させる。 |
| | | | 再使用防止計画書 | 「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気づきを得る機会を提供する。 |
| | | | まとめ | 回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。 |

ダルク・NAとの連携



※ ダルク（DARC）：覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。
※ NA（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

資 3-34-2 薬物依存離脱指導の概要（2）

刑事施設における薬物依存離脱指導

◎対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

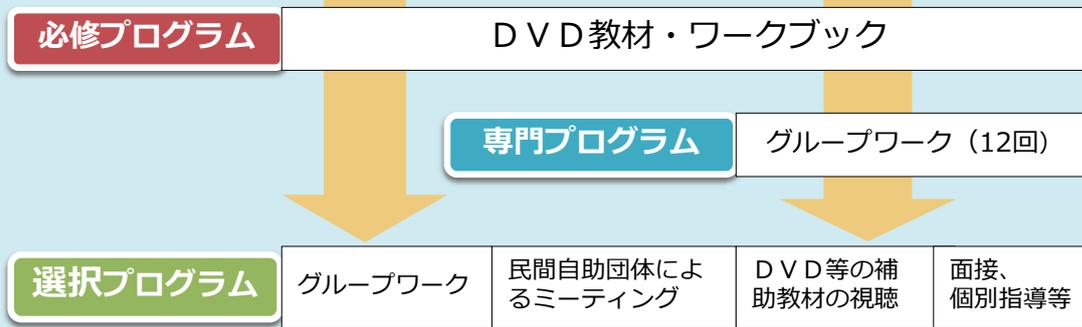
◎指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎実施方法等

- 1単元60～90分
- 全2～12単元、標準実施期間：1～6か月

受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、各種プログラムを組み合わせる実施



◎更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに、心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

| H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 9,728 | 8,751 | 7,707 | 7,493 | 7,418 | 6,869 |

出典：法務省資料による。

資 3-34-3 少年院における特定生活指導

少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）

★ 指導目標

薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないこと

- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

中核プログラム

| 項目 | 指導内容 | 指導方法 |
|------------------|--|--|
| ①中核プログラム (共通) | 薬物乱用の防止を目的とした、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導 | ・「J.MARPP」を用いたグループワーク又は個別指導 |
| ②周辺プログラム | 主として背景要因に焦点を当てた指導 | ・対人スキル指導 ・家族問題指導 ・アサーションを中心とした対人トレーニング ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・個別面接指導 |
| | 主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導 | ・自律訓練法、呼吸法 ・アンガーマネジメント ・マインドフルネス ・リラクゼーション |
| | 主として生活設計に焦点を当てた指導 | ・個別面接指導 ・進路に関する集団指導 ・余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導 ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・民間自助グループによる講話 |
| ③フォローアップ指導 | 中核プログラムの確認（復習・自己統制計画の見直し） | ・「J.MARPP」を用いた個別指導 |

- 実施形式 集団指導又は個別指導
- 指導時間数 12単元（1単元100分）

| 単元 | 指導科目 |
|------|----------------|
| 第1回 | これまでの生活とこれから |
| 第2回 | 自分へのおもいやり |
| 第3回 | まわりにある引き金 |
| 第4回 | なかにある引き金 |
| 第5回 | 感情のためこみ |
| 第6回 | つかうまえの考えと行動 |
| 第7回 | スリップするまえにできること |
| 第8回 | これから広がる人間関係 |
| 第9回 | これからの人間関係と相談 |
| 第10回 | うまくいかないときと相談 |
| 第11回 | これからの生活とスケジュール |
| 第12回 | これからの自分 |

出典：法務省資料による。

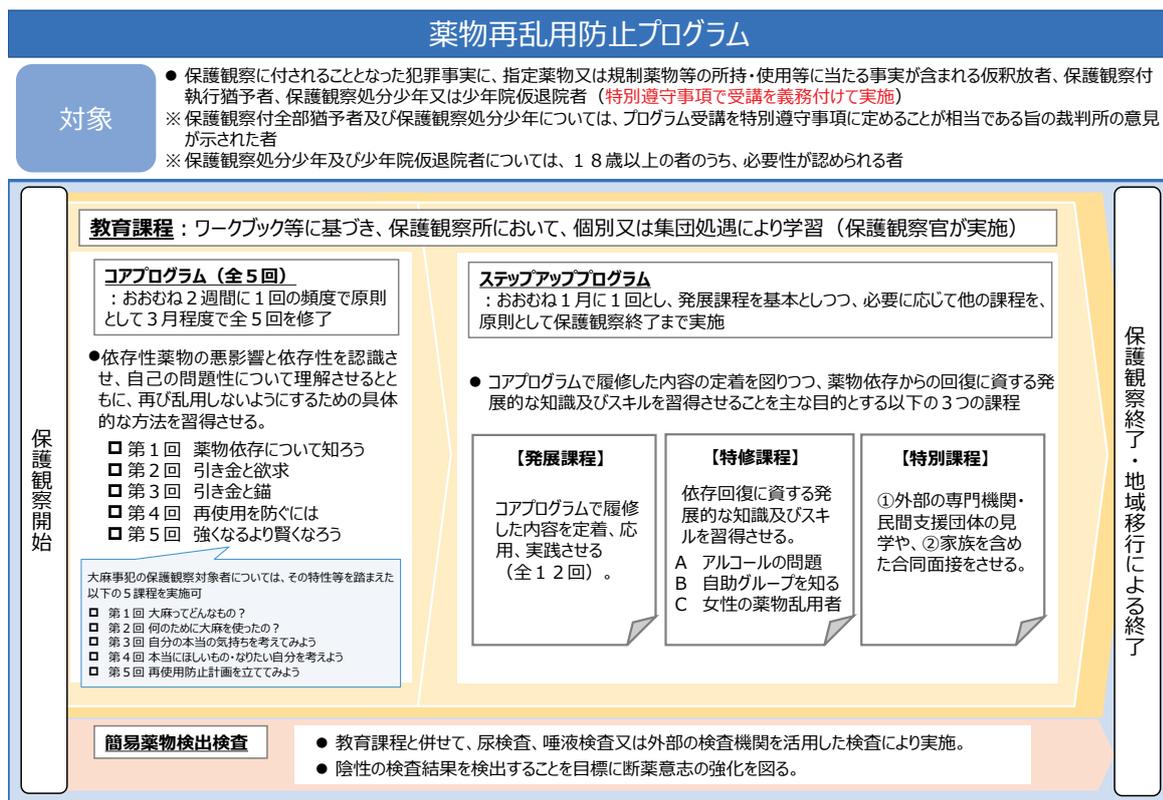
イ 社会内における指導等について

保護観察所は、犯罪事実に依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の所持・使用等に当たる事実が含まれる保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラム（資3-34-4 参照）を実施している。同プログラムは、コアプログラム（依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させるもの）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させるもの）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。2023年度は、2,661人（昨年度：3,132人）が受講している。

また、薬物再乱用防止プログラムを実施するには、保健医療機関やダルク（【施策番号71】参照）等の民間団体等にも実施補助者として参加を依頼し、保護観察対象者への助言等の協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、保健医療機関や民間団体等が実施するプログラムやグループミーティングに、保護観察対象者をつなげる働き掛けをしている。

さらに、施設内処遇と社会内処遇との連携強化のため、2017年（平成29年）から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP^{*11}の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター、医療機関及び自助グループにおいて薬物依存症者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招へいし、薬物処遇の専門性を有する職員

資3-34-4 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの概要



ウ 処遇情報の共有について

刑事施設は、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つため、刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無のほか、指導結果や理解度、グループ処遇への適応状況、出所後の医療機関や自助グループを含めた民間団体への通所意欲、心身の状況や服薬状況等、多くの情報を保護観察所に引き継いでいる。また、少年院においても、施設内処遇から社会内処遇への継続的な指導の実施に向け、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所に引き継いでいる。さらに、保護観察所においては、保護観察対象者が地域における治療・支援につながるよう働き掛けるとともに、保健医療機関、上記民間団体等に対し、保護観察対象者の同意を得た上で、必要に応じて、保護観察対象者の心身の状況等について情報の共有を図っている。

(2) 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実【施策番号 35】

2023年(令和5年)の大麻事犯の検挙人員は6,703人となり、過去最多であった2021年(令和3年)を大幅に更新し、大麻事犯の検挙人員に係る統計が確認できる1951年(昭和26年)以降、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。特に大麻事犯の7割以上が30歳未満の若年層であり、依然として大麻の乱用に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き若年者大麻乱用期の渦中にあると言える。また、大麻事犯については「施用罪」がないことが大麻を使用しても良いという誤った認識を助長し、使用のハードルを下げているという調査結果が明らかになったことなどを踏まえ、厚生労働省は、大麻規制の見直しについての検討を進め、2023年12月に成立し、公布された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)により、大麻の不正な施用についても、麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」としての禁止規定及び罰則を適用するなどの措置を講じた。

また、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布が、昨今における大麻事犯増加の要因の一つとなっていると考えられる状況があることも踏まえ、広報・啓発活動においては、若年層のうち、大麻への関心が高い者をターゲットに、インターネット上での行動に応じたバナー広告や動画広告等のデジタル広告を活用している。具体的には、大麻についての正確な知識を掲載した特設サイトに誘導し、これを閲覧させることで、大麻乱用に興味がある若年層の行動の変化を促すデジタル広報啓発活動を実施している。

法務省は、2022年度(令和4年度)に大麻に関する基礎的な知識の付与等を目的とした薬物依存離脱指導の補助教材を作成し、全国の刑事施設に配布した。

また、大麻使用経験を有する少年院在院者に対する指導を充実させるため、2023年度(令和5年度)に在院者向けの大麻に関する指導教材を作成し、少年院において同教材を用いた指導を実施している。

加えて、2022年(令和4年)に取りまとめられた外部の専門家を構成員とする「薬物処遇の在り方に関する検討会」の報告書^{*12}において、大麻事犯者の特性に応じた薬物再乱用防止プログラム改訂の方向性が示されたことを受け、2023年度に保護観察所の薬物再乱用防止プログラムを一部改訂し、その教育課程のうち、コアプログラムに大麻事犯の保護観察対象者の特性等を踏まえた全5課程を新設した。保護観察所においては、大麻事犯者に対して、従来の教育課程に代えてこれらの新課程を必要に応じて実施することで、大麻事犯者の特性に対応した一層の処遇の充実を図っている。

(3) 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実【施策番号 36】

法務省は、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や公認心理師等の専門的資格を持った専門スタッフを配置して薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な

※12 薬物処遇の在り方に関する検討会報告書

<https://www.moj.go.jp/content/001388375.pdf>



処遇を実施している。

薬物処遇重点実施更生保護施設の数は、2024年（令和6年）4月現在で、25施設であり、2023年度（令和5年度）における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は711人（前年度：704人）であった。また、保護観察所においては、更生保護施設に対し、薬物依存回復プログラムやグループミーティング等を特定補導（【施策番号19】参照）として委託をしている。

（4）麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大【施策番号37】

厚生労働省は、薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業として、地方厚生（支）局麻薬取締部・支所（以下「麻薬取締部」という。）において、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物事犯者等に対して、1対1の個人面談による直接支援等を行っている。

同事業では、法務省と連携した支援も実施しており、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙され、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物事犯者について、地方検察庁から情報提供を受けて麻薬取締部において支援を実施している。

地方検察庁と麻薬取締部の連携については、2021年（令和3年）から4地区に限定して試行的に行ってきたが、2023年（令和5年）に、試行対象地区を麻薬取締部の拠点である全ての地区（9地区）に拡大した（【施策番号42】参照）。

3 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進

（1）薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促進【施策番号38】

厚生労働省は、薬物依存症を含む依存症対策について、各地域において、医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域支援ネットワーク構築、依存症全国拠点機関による人材育成・情報発信、依存症の正しい理解の普及啓発等を総合的に推進している（資3-38-1参照）。

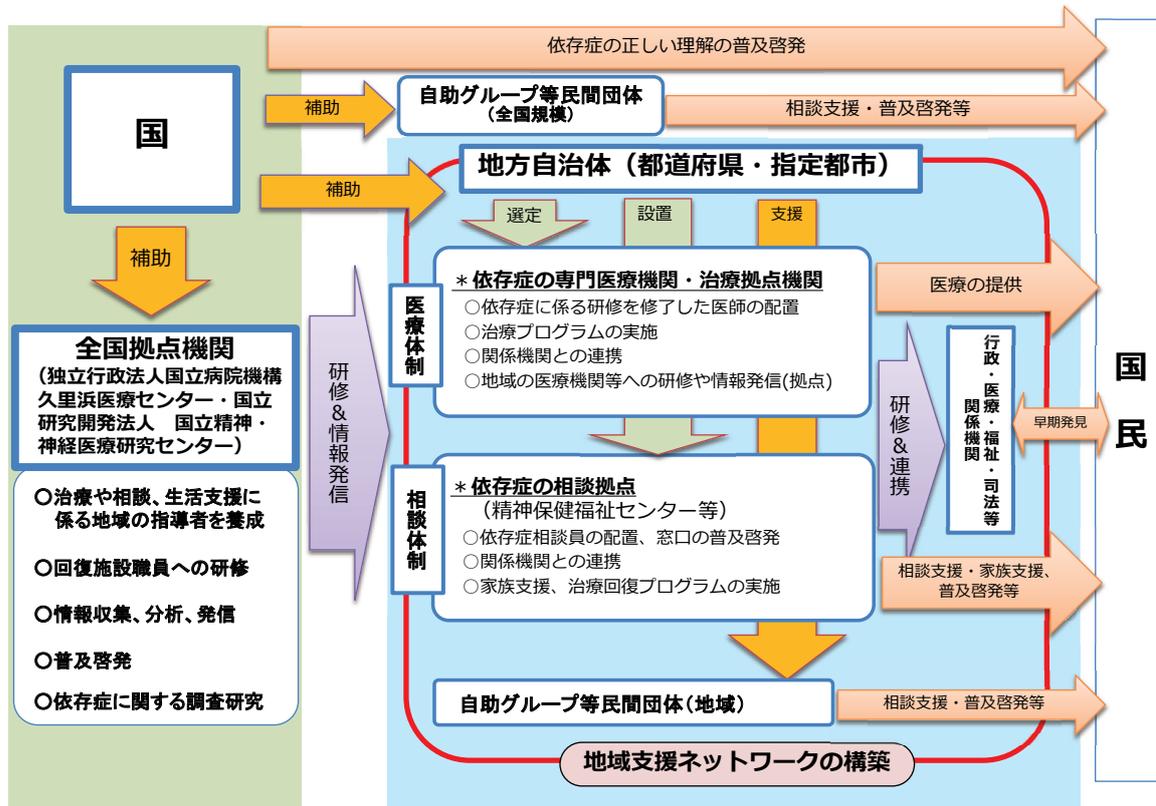
また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。

このほか、厚生労働省は、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定や薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員等）を対象とした研修を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。厚生労働省は、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「再乱用防止対策講習会」（【施策番号33】参照）と併せて、「薬物中毒対策連絡会議」を主催しており、2023年度（令和5年度）は山形県、神奈川県、愛知県、福井県、徳島県及び福岡県で開催した。同会議では、薬物依存症治療の専門医のほか、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設等の薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員が、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。さらに、厚生労働省は、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

警察は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（2023年（令和5年）8月薬物乱用対策推進会議決定）

資 3-38-1 依存症対策の全体像

依存症対策の全体像



出典：厚生労働省資料による。

資 3-38-2 参照) ※¹³ 等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等と情報交換を行っている。また、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族に向けた再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」※¹⁴を作成して、全国の精神保健福祉センターや家族会等の相談・支援窓口に関する情報提供を行っている。

法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（資 3-38-3 参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている（資 3-38-4 参照）。

法務省は、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的として、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催し、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方の処遇プログラムの実施状況等の情報を交換している。同協議会では、大学教授や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外部機関アドバイザーとして招へいするなどしており、今後も、依存症専門医療機関の医師等を招へいして、薬物依存症者の支援及び関係機関との連携の在り方を検討していくこととしている。

※ 13 第六次薬物乱用防止五か年戦略

2023年（令和5年）8月8日、薬物乱用対策推進会議において、令和10年8月までの取組事項等を取りまとめた「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が決定された。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html

※ 14 再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/soudanshitemimasanenka.pdf>

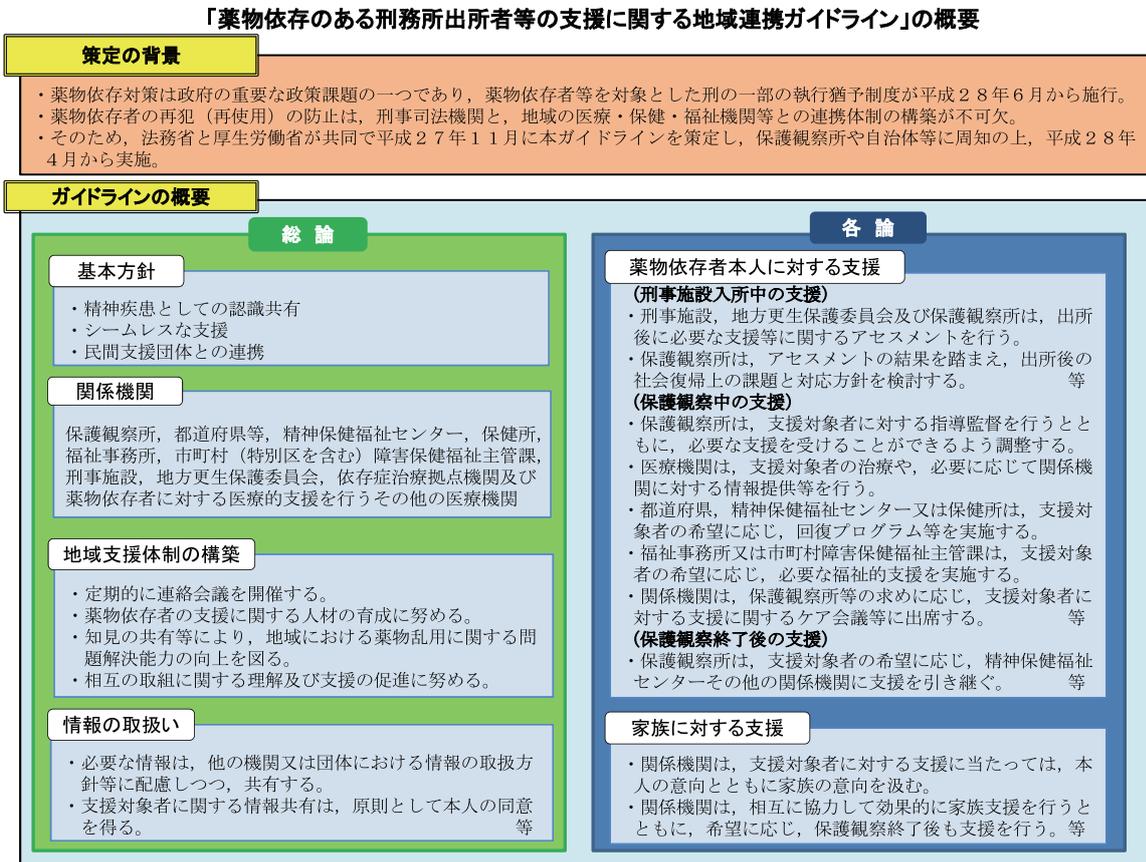


資 3-38-2 第六次薬物乱用防止五か年戦略の概要



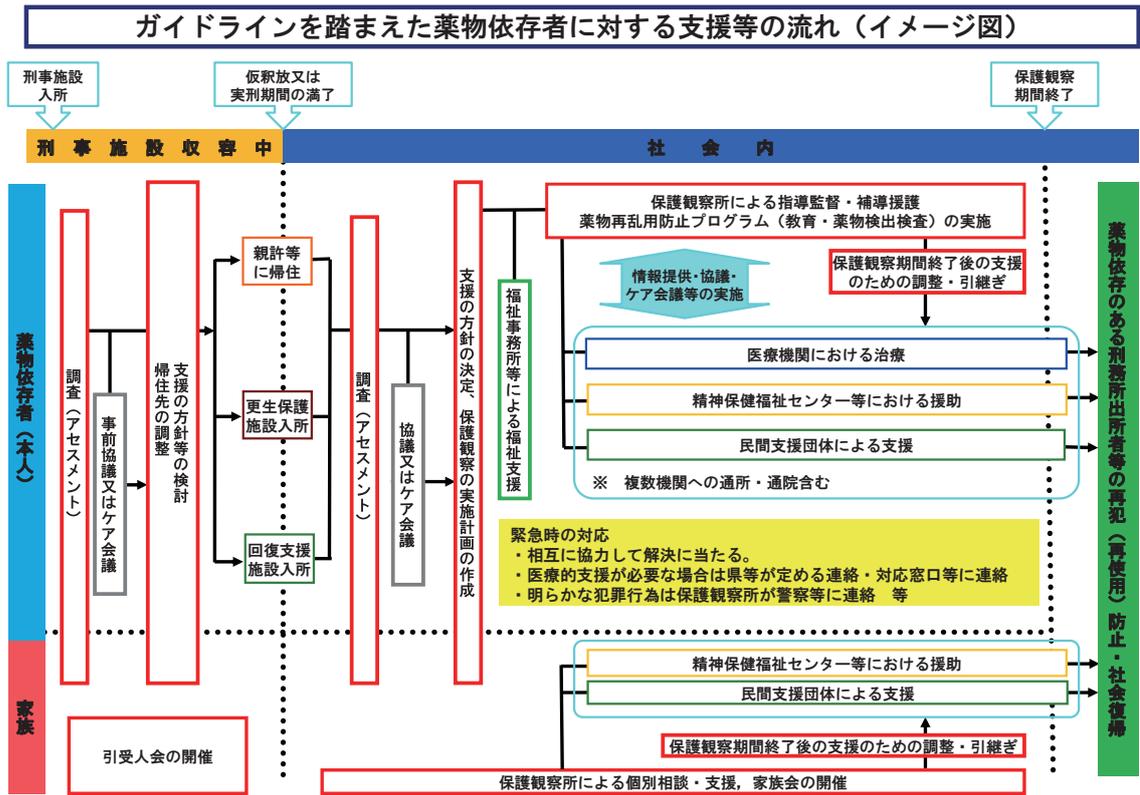
出典：厚生労働省資料による。

資 3-38-3 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要



出典：法務省・厚生労働省資料による。

資3-38-4 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



出典：法務省・厚生労働省資料による。

(2) 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化【施策番号 39】

法務省は、刑事施設において、受刑者に対する薬物依存離脱指導の実施に当たり、自助グループや専門機関関係者等との連携を図ることとしている。少年院においては、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

また、保護観察所においては、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、自助グループ等の民間団体等に薬物依存回復訓練を委託して実施している。薬物依存回復訓練では、民間団体等が行う依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容としている。

さらに、民間団体等が行う専門的な援助であって、法務大臣が定める基準に適合するものを受けることを特別遵守事項として保護観察対象者に義務付ける制度を2023年度（令和5年度）から導入した。これは、保護観察対象者が地域での援助や支援を受けるときっかけを作り、それによって保護観察終了後も継続して民間団体等とつながり、援助や支援を受け続けることができるようにすることを目的としたものである。

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を地方公共団体が支援する「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）」を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施している。

(3) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号 40】

厚生労働省は、2020年度（令和2年度）からの医師臨床研修制度において、精神科研修を必修化するとともに、経験すべき疾病・病態の一つとして「依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

博)」を位置付けたところであり、引き続き臨床研修を推進する。

(4) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職や心理専門職等の育成【施策番号 41】

精神保健福祉士及び社会福祉士は、薬物依存症に関する知識を身に付けることで、薬物依存症者が地域で生活するために必要な支援ニーズを把握し、関係機関へつなげるなどの相談援助を実施している。

厚生労働省は、薬物依存を始めとする各依存症について教育内容を充実させるため、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行い、2021年(令和3年)4月入学者から、複数の科目において、心理面や社会問題、地域生活課題といった視点で依存症を学ぶこととしている。

公認心理師^{※15}は、薬物依存症の回復支援において、アセスメントや依存症集団療法等の専門的支援等、心理的側面から助言、指導その他の援助等を行っている。

公認心理師試験の出題基準には、「依存症(薬物、アルコール、ギャンブル)」の項目等が組み込まれている。また、厚生労働省は公認心理師の養成カリキュラムにおいて、公認心理師となるために必要な科目として、「健康・医療心理学」、「精神疾患とその治療」、「保健医療分野に関する理論と支援の展開」等の科目を規定している。大学等によっては、それらの科目の中で薬物依存症を取り上げている。

4 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討【施策番号 42】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者の再犯を防止するため、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施する刑の一部の執行猶予制度(資3-42-1参照)の適切な運用を図っている。

法務省は、同制度の施行を契機として、刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムについて効果検証^{※16}を実施した。その結果、同プログラムには、再犯防止に一定の処遇効果が認められた。この結果を踏まえ、より効果的かつ一貫性のある指導を実施するため、プログラムの一層の充実に向けた検討を行っている。

刑事施設では、薬物事犯者の再犯防止のための取組として、2019年度(令和元年度)から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施している(資3-42-2参照)。

更生保護官署では、官民一体となった“息の長い”支援を実現するため、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する取組を行っており、2024年(令和6年)4月現在で、9施設において実施している。

また、法務総合研究所では、2016年度(平成28年度)から、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で薬物事犯者に関する研究を実施し、覚醒剤事犯で刑事施設に入所した者に対する質問紙調査等から得られた薬物事犯者の特性等に関する基礎的データの分析等を行っている。

※15 公認心理師

心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者。平成27年に成立した公認心理師法(平成27年法律第68号)に基づく国家資格であり、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の様々な分野で活躍している。

※16 刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムの効果検証結果について

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo10_00030.html



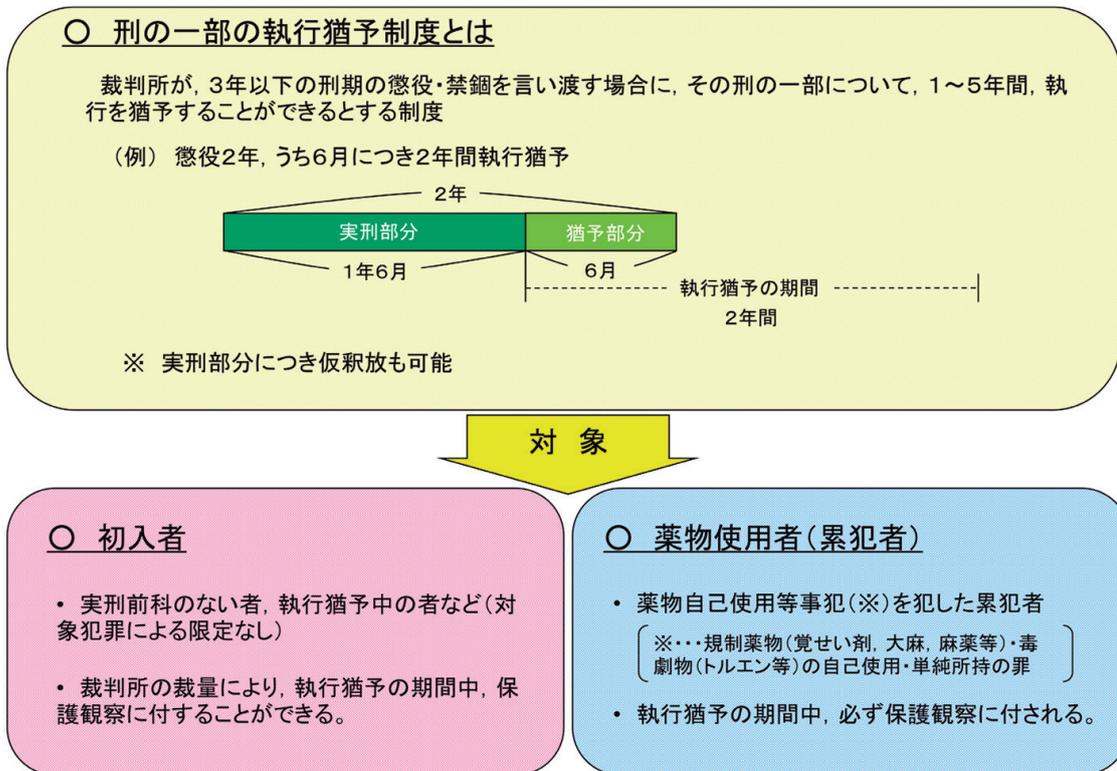
厚生労働省は、2019年度から、麻薬取締部に公認心理師等の専門支援員を配置し、麻薬取締部において薬物事犯により検挙された者のうち、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者を主な対象として、希望者に対し、「直接的支援（断薬プログラムの提供）」、「間接的支援（地域資源へのパイプ役）」、「家族支援（家族等へのアドバイス）」の三つの支援を柱とする再乱用防止対策事業を実施している。2021年度（令和3年度）からは、法務省と連携し、本事業の対象者を麻薬取締部以外の捜査機関において薬物事犯により検挙され同様の判決を受けた者等にも拡大している。さらに、同連携については、2021年（令和3年）から4地区に限定した上で試行的に行ってきたが、2023年（令和5年）に、試行対象地区を麻薬取締部の拠点である全ての地区（9地区）に拡大した。

また、厚生労働省では、医薬品医療機器制度部会の下に医学・薬学・法学等の専門家、医療関係団体、地方公共団体関係者を構成員とする「大麻規制検討小委員会」を設置し、2022年（令和4年）5月から計4回開催した。同年10月に公表したとりまとめ^{※17}において、薬物乱用者に対する回復支援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も充実させるべきとの基本的な方向性が示された。

法務省及び厚生労働省は、2018年度（平成30年度）から「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」を開催しており、2023年度（令和5年度）は同検討会実務担当者会議において、薬物事犯者の再乱用防止に向けた効果的な方策の具体化に向けた検討に着手した。

資 3-42-1 刑の一部の執行猶予制度の概要

刑の一部の執行猶予制度



出典：法務省資料による。

※ 17 大麻規制検討小委員会 とりまとめ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25666.html



資 3-42-2 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

～受刑段階から出所後の支援と直結した指導を実施～

○ 女性特有の問題に着目した多様なプログラムの実施

週間プログラム（例）

| | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|----|----------------------|---------|---------|--------------------|------------------|
| 午前 | センター ミーティング | 作業 | 作業 | センター ミーティング | 作業 |
| | NA・AAメッセージ ミーティング | | | ソマティクス (ボディワーク) | |
| 午後 | 作業 | 手仕事&アート | 生活術 | 作業 | センター ミーティング |
| | | コアプログラム | コアプログラム | | プリズン・ブック・ クラブ |

※ 週1回、プログラムと並行してカンファレンスを実施する。

コアプログラムの概要

<特徴>

- ・女性特有の事情を反映し、出所後も継続使用できるプログラム構成
- ・オープンエンド方式による編入

<内容（主なセッション）>

- ・あなたがここにいる理由
- ・依存症（アディクション）ってなんですか
- ・止めなければいけない？
- ・わたしの応援団
- ・変化していく女性のからだ
- ・グチと相談
- ・依存先を増やす

など

○ プログラムとの相乗効果を期待した特徴的な処遇の実施

刑務作業

農作業を通じて、心身の安定を図る



その他

<所内での生活>

- ・薬物の自己使用からの回復という同じ目的を持った者による自主性を重んじた共同生活
- ・出所後の生活環境に近い処遇環境

<出所にあたって>

- ・施設内で使用したテキストを持ち帰り、出所後の更生意欲を喚起

○ 処遇環境の整備

コンセプト：出所後の生活（回復支援施設）に近い環境

居室棟（みのり寮）

～夜間・休日の生活エリア～



女子依存症回復支援センター

～日中活動のエリア～



出典：法務省資料による。